

「北海道の鉄道」動画コンテスト実施要領

1 趣旨

北海道における鉄道の更なる利用拡大と魅力向上を図るため、北海道の鉄道旅行を想起させる動画作品（アニメ・CGも可とする）をYouTubeを通じて募集する。

2 実施主体

北海道鉄道活性化協議会（以下「実施主体」という。）

3 募集期間

令和2年（2020年）1月6日（月）～令和2年（2020年）3月22日（日）

4 入賞点数

- ・最優秀作品（1作品） びゅう商品券10万円分
- ・優秀作品（2作品） びゅう商品券5万円分
- ※ この他、企業・団体等の賞を設けることができるものとする。

5 審査

- (1) 入賞作品を適正かつ円滑に選定するため、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会の委員は、実施主体が委嘱するものとする。
- (3) 審査方法は次により決定するものとする。
 - ①一次審査
YouTubeの再生回数などから上位10作品程度を事務局で選考する。
 - ②二次審査
審査委員会により、別紙「審査基準」に基づき、動画の表現力、北海道の鉄道の魅力が伝わるか、北海道の鉄道旅行を想起させる内容となっているか等を多角的に判断し、各賞を決定する。
- (4) その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、実施主体が定めるものとする。

6 審査結果

実施主体のWeb サイトにて発表するほか、入賞者に直接連絡する。

（連絡が取れない場合は、入賞取り消しとなる場合がある。）

なお、入賞作品の入賞者の住所（都道府県名のみ）及び氏名（ハンドルネーム可）を併せて公表する。

7 応募条件

(1) 応募資格

撮影マナーや禁止事項を順守いただける方。

ただし、未成年者が応募する場合は、その旨、保護者の了解を得ること。

(2) 募集作品のテーマ

「北海道の鉄道と地域の魅力」

北海道内で撮影された映像素材（雄大な自然の中を走る列車や駅舎、車窓からの風景、列車内の様子など）を使って動画作品を作成すること。

(3) 動画の仕様等

- ・ YouTube にアップロード可能なファイル形態とすること。
- ・ 作成した動画はYouTubeにアップロードし、その動画の共有URLを取得の上、実施主体が設置する専用フォームにより応募すること。
- ・ 動画は15秒以上、3分以内で制作すること。
- ・ 実写、アニメーション、CG 等は問わない。動画内に静止画像の挿入も可。
- ・ スマートフォンで撮影した動画の応募も可。ただし、音声の関係から、マイクを取り付けた上での撮影を推奨する。

- ・ 過去に撮影・編集された動画も応募可能だが、応募作品はオリジナルであり、未発表の作品に限る。
- ・ 動画のタイトルには英語またはローマ字を併記すること。
- ・ 応募単位は個人・グループいずれも可とし、複数作品の応募も可能とする。
- ・ 作品中の言語表現は、日本語または英語を原則とする。

8 スケジュール（想定）

令和2年1月 6日	募集開始
3月22日	募集締切
3月下旬	審査・入賞者決定
4月	WEBサイトでの公開、実施主体の各種事業等での活用

9 応募規約

- ・ コンテストにご参加いただくには、本規約への同意が必要です。ご応募いただいた時点で、応募者は本規約を承諾したものとみなします。
- ・ 応募者は、自己の責任において本コンテストに応募すること。
- ・ 15歳未満の方は保護者の同意を得た上で応募すること。
- ・ 応募作品は、実施主体が実施するWebサイトやSNS等を活用したプロモーションの一環として、事前の確認なく、無償で利用する権利を期限の定めなく許諾することに同意すること。
- ・ 応募作品の音楽・映像・音声等の著作権については、知的財産権の権利侵害、その他法令または公序良俗に違反していないこと。
- ・ 応募作品に関して第三者への権利侵害が認められ、トラブルとなった場合、応募者本人がその対応と責任を負うこととし、主催者は一切責任を負わないこととする。
- ・ 本規約は、主催者の判断により予告なく変更する場合がある。

10 動画の活用について

入賞作品は、北海道鉄道活性化協議会が実施する事業（WEBサイトやSNSを活用したプロモーション等）での使用により広く紹介する。

また、応募されたすべての作品は、北海道の鉄道の魅力発信等において、作品の一部を素材として活用する場合がある。

11 著作権等の取り扱い

- ・ 応募動画の著作権は応募者に帰属する。ただし、応募があった時点で、実施主体及び実施主体の許可した団体に対し、応募者の許諾を要することなく無償で公開することや利用することについて許可を与えたものとする。
- ・ 作品自体や作品に使用される素材（画像、音楽等）については、応募者自らが創作して著作権を有しているか、著作権者からの許諾を受けたものに限る。万一、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張がなされた場合は、実施主体は一切の責任を負わない。
- ・ 第三者から権利侵害、損害賠償などの主張がなされた場合は、実施主体は一切の責任を負わない。
- ・ 作品の撮影時などは第三者の肖像権やプライバシーの権利を侵害しないこと。
- ・ 出演者（個人が容易に特定し得る通行人も含む）には、撮影の承諾を得るか、個人を特定できないよう配慮すること。
- ・ 未成年者が映っている場合には、それぞれの親権者又は保護者から承諾を得ること。

【音楽著作権について】

市販のCDなど第三者製作の音源を利用される場合は、JASRACが管理する作詞者、作曲者の著作権とは別に、ご利用になる楽曲（音源）毎にレコード製作者、実演家等の関係権利者の著作隣接権について、許諾を得る必要がありますので、予めレコード製作者に直接お問合わせください。

引用：「動画投稿（共有）サイトでの音楽利用 - ご利用上のご注意」『JASRAC』
<https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html>

JASRAC管理外の楽曲を原盤で利用する場合も同様に「作詞者、作曲者の著作権」に加え、「レコード製作者、実演家等の関係権利者の著作隣接権」などの許諾が必要。
許諾が必要ないものは、著作権が切れている音楽、フリー音源のような著作権保有者が利用を許可している音楽などになります。

12 禁止事項

- (1) 鉄道の安全運行を阻害する撮影
 - ・ ホームにおける白線外側での撮影
 - ・ 鉄道用地への立ち入りによる撮影
 - ・ 運転席へのライトもしくはフラッシュ使用による撮影
 - ・ 鉄道事業者の敷地上における無人航空機（ドローン等）による撮影
 - ・ 業務上支障が生じる、またはその恐れがある撮影
- (2) ご利用のお客様のご迷惑となる撮影
 - ・ コンコース、ホーム、車内等においてお客様の乗降や通行を妨げる撮影
 - ・ 特に車内において、お客様にご不快な思いをおかけする撮影
 - ・ 脚立、長尺マイク、自撮り棒を使用した撮影
- (3) 近隣住民のご迷惑となる行為
 - ・ 私有地への無断立ち入り
 - ・ 違法駐車やゴミの投棄など
- (4) その他、鉄道事業者が不適切と判断する撮影
- (5) 実施主体が不適切と認めるもの
 - ・ 本コンテストの運営を妨げる行為
 - ・ 個人・団体を誹謗中傷する内容、経済的・精神的損害を与える内容、名誉毀損および侮辱にあたる内容など、第三者の迷惑になりうる可能性のある投稿
 - ・ YouTubeの利用規約・ガイドライン等に違反する行為
 - ・ 北海道鉄道活性化協議会が本コンテストの趣旨に沿わないと判断する行為
 - ・ 北海道鉄道活性化協議会が悪質または不適切であると判断する行為
 - ・ 受賞した権利を譲渡、転売、換金する行為
 - ・ その他、前各号に類する行為

13 個人情報の扱い

- ・ 作品は、本名での紹介を基本とするが、本名の公表を希望しない方は、応募フォームにハンドルネーム等を記載すること。なお、作品の活用に際しては、応募者の名前等を割愛する場合がある。
- ・ 応募の際に記載いただいた個人情報は、応募動画の内容確認に係る連絡等、運営上必要な場合にのみ利用する。

(別 紙)

審 査 基 準

【基本審査】 40点

審 査 項 目	審 査 基 準
コンテストの趣旨に沿った内容であるか。	北海道内で撮影された映像素材（雄大な自然の中を走る列車や駅舎、車窓からの風景、列車内の様子等）を使った作品であるかどうか。
北海道らしさが表現できているか。	北海道ならではの雄大な風景や四季折々の風物詩、観光地や北海道に暮らす人々の様子などが映像や音で表現できているかどうか。
鉄道の魅力が伝わる内容を盛り込めているか。	北海道内を運行する鉄道車両や駅舎、線路等の鉄道設備の映像や音により鉄道の魅力が表現されているかどうか。
北海道の鉄道に乗ってみたいとの動機付けとなる内容になっているか。	北海道への鉄道旅行や、鉄道の乗車を想起させる内容になっているかどうか。

【制作技術審査】 60点

審査項目	審 査 基 準
訴求性	人を惹きつける説得性・感動
企画力	企画の背景や意図の明確化
演出力	素材選び、構成、演出面の工夫
技術力	カメラワーク、音録り、音効など技術面の工夫
独創性	制作者としての独自性、アイデア、想像力
地域性	歴史、文化、風土、産業、地域らしさ